

調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
-------------	--------	-----	-----

別表六の二十八付表 令四・四・一以後終了連結事業年度分

個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	1	
中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(六)「19」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(六)付表「5」}}{\text{別表六の二(六)付表「6」}} \text{ 又は } \frac{\text{別表六の二(六)付表「15」}}{\text{別表六の二(六)付表「16」}} \right]$	2	
特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(九)「6」と「12」のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(九)付表「15」}}{\text{別表六の二(九)付表「3」}}$ + (別表六の二(九)「7」と((別表六の二(九)「12」-「6」)と0のうち多い金額)のうち少ない金額) × $\frac{\text{別表六の二(九)付表「16」}}{\text{別表六の二(九)付表「4」}}$ + ((別表六の二(九)「12」-「6」-「7」)と0のうち多い金額) × $\frac{\text{別表六の二(九)付表「1」}-\text{「15」}-\text{「16」}}{\text{別表六の二(九)付表「2」}-\text{「3」}-\text{「4」}}$	3	
高 度 省 エ ネ ル ギ ー 増 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十)「8」)	4	
中 小 連 結 法 人 が 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十一)「8」+「16」)	5	
沖 縄 の 特 定 地 域 に お い て 工 業 用 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十二)「9」+「17」)	6	
地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 区 域 内 に お い て 特 定 事 業 用 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十五)「10」)	7	
地 方 活 力 向 上 地 域 等 に お い て 特 定 建 物 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「9」)	8	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十七)「41」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(十七)付表三「9」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「10」}} \text{ 又は } \frac{\text{別表六の二(十七)付表三「15」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「16」}} \right]$	9	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十七)「47」) × $\frac{\text{別表六の二(十七)付表三「18」}}{\text{別表六の二(十七)付表三「19」}}$	10	
特 定 中 小 連 結 法 人 が 経 営 改 善 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十九)「7」)	11	
中 小 連 結 法 人 が 特 定 経 営 力 向 上 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十)「9」+「17」)	12	
国 内 新 規 雇 用 者 に 対 す る 給 与 等 の 支 給 額 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十一)「17」) × $\frac{\text{別表六の二(二十一)付表「6」}}{\text{別表六の二(二十一)付表「7」}}$	13	
中 小 連 結 法 人 の 給 与 等 の 支 給 額 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十二)「17」) × $\frac{\text{別表六の二(二十二)付表「5」}}{\text{別表六の二(二十二)付表「6」}}$	14	
認 定 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 設 備 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十四)「13」)	15	
事 業 適 応 設 備 を 取 得 し た 場 合 等 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十五)「9」+「19」+「29」)	16	
特 定 復 興 産 業 集 積 区 域 等 に お い て 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十六)「14」+「22」)	17	
特 定 復 興 産 業 集 積 区 域 等 に お い て 被 災 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十七)「28」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(二十七)「3」}}{\text{別表六の二(二十七)「16」}} \text{、 } \frac{\text{別表六の二(二十七)「5」}}{\text{別表六の二(二十七)「18」}} \text{ 又は } \frac{\text{別表六の二(二十七)「11」}}{\text{別表六の二(二十七)「25」}} \right]$	18	
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)「5」) + (1) - (4) - (5) - (6) - (11) - (12) - (17) - (18)	19	
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十八)「5」) + (1) - ((2)から(18)までの計)	20	

円